

令和7年度における、近隣事務所や他地整との連携を含む冬期の取り組みについて

土屋 楓¹・平塚 洋一郎¹

¹長岡国道事務所 管理第一課 (〒950-8512 長岡市中沢4丁目430-1)

2026年1月21日（水）から25日（日）にかけて日本海寒帯気団収束帯（以下「JPCZ」という）が発生し、国道8号、17号、116号および高速道路で予防的通行止めを実施した。また、2月8日（日）から9日（月）、関越道の湯沢から群馬側にかけて視程障害が発生し、高速道路が通行止めとなり、並行する国道17号も群馬側で天候が悪化したため、県境を跨いだ通行止めを実施した。

本論文では、昨冬取り組んだ予防的通行止めによる現地規制の状況・近隣事務所や他地整との連携と、それを踏まえた今後の課題に関して報告するものである。

キーワード 冬季道路交通確保、予防的通行止め、現地応援、協定締結、事務所間連携、啓発活動

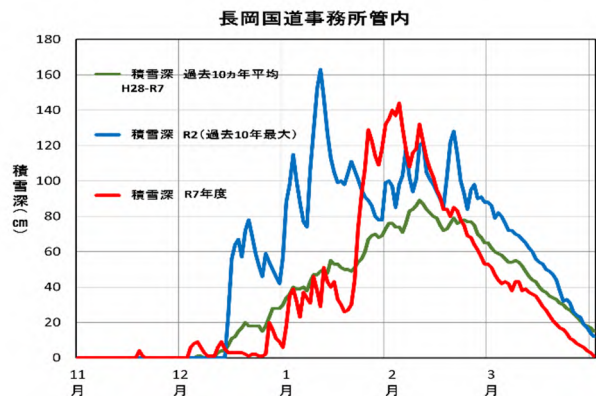
1. はじめに

196cmで約1.2倍となっている。

(1) 管内降積雪の特徴と除雪体制

長岡国道事務所管内は、海岸部・平野部から山間部までの標高差が大きい地形となっている。特に国道17号は、湯沢町から群馬県境にかけて標高が急激に高くなっており、その標高差は約1,000mであるため、降積雪量の差が大きいことが特徴である。

管内の除雪延長は車道220.1km、歩道170.5kmで、4維持出張所管内の10工区・11箇所の除雪ステーションに配置した137台（令和7年度）の除雪機械を用いて実施している。また、斜面雪処理作業で、管内全域の冠雪・雪底処理、斜面点検を行っている。



図一 長岡国道事務所管内 積雪深グラフ

(2) 昨冬の気象状況

昨冬における長岡国道事務所管内13観測点において、累計降雪量は10カ年平均とほぼ同じであった。1月下旬にはJPCZが発生するなど、1月下旬から2月上旬にかけて積雪が多く、最大積雪深は管内全域で過去10年平均を上回った。（図一）

4維持出張所管内の最大積雪深と、過去10年平均との比較はそれぞれ、長岡維持出張所管内は135cmで約2.3倍、柏崎維持出張所管内は70cmで約2.7倍、小出維持出張所管内は230cmで約1.6倍、湯沢維持・雪害対策出張所管内は

2. 昨年度の冬期道路交通確保の取り組み

(1) 1月21日（水）から25日（日）にかけての通行止め（近隣事務所との連携）

長岡国道事務所では、本局（道路部）、高田河川国道事務所、信濃川河川事務所、湯沢砂防事務所、三国川ダム管理所の応援も受けながら、5日間で3回の通行止めを実施。のべ29時間にわたり通行止め体制を継続した。

当事務所管内では、柏崎・長岡地域を含む同時通行止めの場合、高速道路の端末ICが限定されており、直轄国

道においては、ほとんどの場合が、坂井北交差点・米山海岸PA・五日町PA・五分一待避所の4地点での通行止めとなる。（図-2）

1回の通行止めにつき、4地点での通行止め要員は、4名・3名・4名・3名で最低14名必要だが、事務所職員だけでは、災害対策室に詰める人員と出張所職員を除いて、現地に派遣できる職員は30名ほどである。そのため、通行止めが長期に渡る場合、事務所職員のみでローテーションを回すことは困難となる。

そのため昨年度は、事務所等間相互応援要領に基づき、本局（道路部）を始め他事務所より合計28名の応援をいただき、長期の通行止めに対応することができた。（図-3）



図-2 1月23日（金）23:00時点 通行規制状況

規制箇所	現地対応時間			
	1/23 9:00-21:00	1/23 21:00-1/24 9:00	1/24 9:00-21:00	1/24 21:00-1/25 9:00
米山海岸PA	高田 3名	高田 3名	本局 2名	本局 1名
五分一待避所			本局 1名	本局 2名
坂井北交差点	信濃川 1名	信濃川 1名	信濃川 1名、本局 2名	信濃川 1名、本局 2名
五日町PA	湯沢 2名	三国 2名	湯沢 2名	三国 2名
他事務所からの応援内訳	本局 10	高田 6	信濃川 4	湯沢 4
			三国 4	合計 28

図-3 本局・他事務所からの応援内訳

(2) 2月8日（日）から9日（月）にかけての通行止め

2月8日（日）から9日にかけて、関越道の湯沢から群馬側にかけて視程障害が発生、高速道路が通行止めとなった。高速道路と並行する国道17号も群馬側で天候が悪化したため、当事務所は高崎河川国道事務所・東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO東日本」という）と連携を取りながら、約12時間にわたり通行止めを実施した。

関越道では、事故による通行止めから視程障害による

通行止めに20:10に移行したが、国道17号に関しては除雪により交通に支障が無く、予測降雪量も多くなかったため、当初は同時通行止めを想定していなかった。

そのため、人員を現地に配置するまでの間、21:15より道路情報板による通行止めを先行して実施、併せてXを投稿し通行止めのアナウンスを行うことで、23:00の現地規制開始までの間、ある程度の交通量を抑制できた。

また、湯沢・南魚沼方面での現地規制では、スキーで訪れる外国人観光客が多いが、官携帯に入っている翻訳アプリでは電話と同時に使用できず案内が難しい。そのため、新たな取り組みとして翻訳機を試験的に4台購入、2台を湯沢維持・雪害対策出張所、2台を事務所に配備し、現地規制班の装備とした。また、外国人ドライバーが何の言語を話すかの確認用に指さしボードも携行し、規制箇所配布しているチラシについても、多言語バージョン（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）を新規作成した。（写真-1）



写真-1 翻訳機・指さしボード

(3) 緊急待避所の活用

R6年度、道路上の車両滞留を減らすことを目的に、民間施設の緊急待避所使用に関する協定を、小千谷市内にある「ベシア小千谷店」、南魚沼市内にある「イオン六日町店」と締結した。昨冬、2026年1月22日（木）におけるイオン六日町店の緊急待避所利用台数は最大約50台で、国道上に大型車両が滞留する状況は発生せず、道路上の車両滞留の抑制に一定の効果があったと考えられる。また、各通行止め箇所、待機可能な駐車場を記載したチラシを配布したことで、道の駅等も待機場所として活用された。（写真-2）



写真-2 緊急待避所利用状況（イオン六日町店）

(4) 啓発活動

冬期間には特に大型トラック等の登坂不能車が多発し、それに起因する渋滞が発生していることから、早めの冬用タイヤへの交換、チェーンの携行・装着を呼びかけるため、登坂不能危険箇所及びチェーン着脱箇所を示したマップを含め、注意喚起のチラシを事務所で作成し、トラック協会やドライバーへ配布する等の広報を実施した。

併せて、道の駅や管内の自治体、公共施設へのポスター掲示を依頼。また、新たな取り組みとして、原信・マルイの大型スーパー（県内全店舗に掲示）や、ガソリンスタンド・ホームセンター等にポスターの掲示を依頼し、道路利用者や地域住民に対する「不要・不急の外出控え」や「冬用タイヤへの早期交換」について理解と協力を得るための啓発活動を実施した。

降雪期前・降雪期における情報発信ではXを活用し、雪道をノーマルタイヤで走行した場合の危険性や、法令違反であることを強めのメッセージで啓発した。また、啓発だけでなく除雪作業の様子についてもポストすることで、降雪への関心が高まる時期に多くの道路利用者の目に留まり、冬用タイヤの早期装着や不要・不急の外出自粛などの啓発内容をより効果的に周知することができた。

(5) 高崎河川国道事務所との連携

昨年度、関東地方整備局高崎河川国道事務所とは、9月に長岡国道事務所にて調整会議を開催、11月には高崎河川国道事務所にて広報関係の打合せを行い、県境を跨ぐ同時通行止め時に迅速な対応ができるよう、より強固な連携体制を構築できた。

国道17号は、初冬期において関東から来る車両が冬用タイヤの未装着でスタックするケースが多い。そのため、群馬県側の国道17号を管理する高崎河川国道事務所に、当事務所と同様の道路情報板の表示を依頼。12月1日より、関東方面にも「冬用タイヤ早期装着」の啓発を連携して実施した。（図-4）また、XとYouTubeでそれぞれ、

新潟県と関東圏から来るドライバーへの啓発のための広告を、高崎河川国道事務所と連名で作成した。（写真-3）



図-4 高崎河川国道事務所 道路情報板 表示箇所



写真-3 高崎河川国道事務所と連名のX広告

3. 今後の課題

(1) 事務所等相互支援制度による現地応援班の要請

昨冬、本局・4事務所から応援をいただいた際に、湯沢砂防事務所・三国川ダム管理所については、国道17号五日町PA～小出維持出張所を経由し現地に向かうことができたが、高田河川国道事務所については、米山海岸PA～距離的・時間的な問題から当事務所を経由せず、直接現地の国道8号米山海岸PAに向かっていたことがあった。そのため、規制方法の説明が十分に出来ず、現地での対応が徹底されていなかったケースがあった。

今冬に応援をいただく様な状況になるかは定かではないが、他事務所に対しても、冬前に規制についてしっかりと事前説明を行い、連絡すべき事項について周知徹底

を図る。直接現地に向かわざるを得ない場合は、出発前にTeamsでの説明を調整する等、応援が必要となった際に対応していただける様な受援体制を構築していきたい。

また、昨年度の雪寒現地研修で現地規制の実習を行ったが、本番に近い形でためになったとの研修生の声があった。実習に時間を要するが、これに近い内容で当事務所・他事務所の職員に対し、規制について実習を受ける機会を設けたい。（写真－4）



写真－4 昨年度の雪寒現地研修の様子

(2) 規制箇所と待避所（広報内容を含む）

R6年度、規制箇所（五日町PA）において、ドライバーより「六日町IC出口で緊急待避所のイオン六日町店を案内すべき」との指摘を受け、NEXCO東日本 湯沢管理事務所に協力を依頼し、六日町IC出口での広報（標識車及び人員を配置し聞かれた場合はチラシを配布）を実施した。（写真－5）昨年度も12月のNEXCO東日本との会議で再確認を行い、対策は講じていたものの、五日町PAで同様の苦情が複数あったため、さらなる対策を検討していきたい。

また、イオン六日町店で買い物をしている地元の方が、通行止めを実施することを知らないという実態があったため、イオン六日町店に依頼し、店内放送で通行止めの予告について周知していただいた。



写真－5 NEXCO東日本 湯沢管理事務所 広報状況

(3) 群馬県境部が絡む事象に対する体制

R6年度、群馬県境を跨ぐ同時通行止めを実施した際、情報連絡本部や湯沢維持・雪害対策出張所へ、群馬県側の情報がほとんど入らないという事態が発生した。それを受けて昨年度は、魚沼・南魚沼圏域の連携会議メンバーとして、高崎河川国道事務所・沼田維持修繕出張所・NEXCO東日本 高崎管理事務所に加入していただき、6月に実施した連携会議では、オブザーバーの群馬県警本部 交通部高速道路交通警察隊も含め、4者が対面に参加。顔の見える関係を築くことが出来たことにより、普段からより緊密に連絡を取り合い通行止め時の情報共有がスムーズに行えた。

また、R6年度は群馬県側の高速道路の通行止め解除を待つて国道17号も通行止めを解除していたため、解除までに時間を要していたが、昨年度は国道の除雪状況が問題ないと判断した場合、高速道路の通行止め解除を待たず先行して通行止めを解除した。

4. まとめ

当事務所では、昨冬の課題を踏まえ、今冬も引き続き関係機関との連携体制の強化を図っていく。

具体的には、高速ICにおける除雪相互支援合同現地訓練、災害対策基本法に基づく車両移動訓練、各圏域における情報伝達訓練等の実施、通行止め規制(Uターン)端部と車両待避所の共有等である。高速道路との同時通行止めと集中除雪への対応としては、強降雪の予報が出た時点で情報連絡本部を開設、冬期情報共有サイトを活用して情報共有を行う。また、通行止め予告や出控え要請等の情報連絡本部会議で一元化した情報を、防災メールやSNS等のツールを使って発信してもらうことで、道路利用者へ迅速に情報提供を行う。

長岡国道事務所は雪のトップランナーとして、冬期の円滑な交通を確保すべく、様々な対策を今後もアップデートしていく。

謝辞：現地での規制対応にあたっていただきました本局（道路部）、高田河川国道事務所、信濃川河川事務所、湯沢砂防事務所、三国川ダム管理所の皆様、及び冬期道路交通確保にあたり、ご理解とご協力を賜りました関係機関の皆様、連携して取り組んでいただいた高崎河川国道事務所の皆様に、この場をお借りして深く感謝申し上げます。